

日EU関係

平成30年11月
外務省



■ EUの経済力

- ・加盟国のGDP合計は世界のGDPの約22%に相当。
- ・日本の主要貿易・投資相手。

■ 主要な国際的枠組みにおける存在感

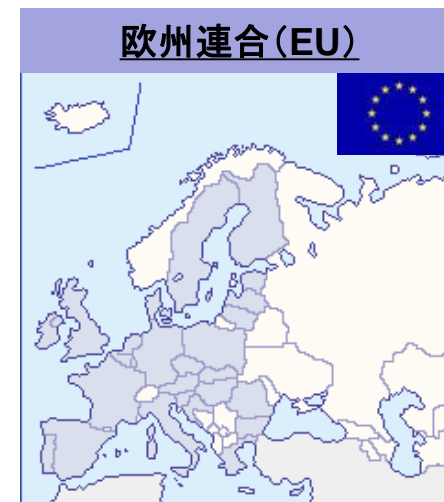
- ・国連安保理常任理事国: 英, 仏
- ・G7メンバー: 英, 仏, 独, 伊, EU

■ 世論喚起力:

- ・言語を通じた影響力
- ・メディア, シンクタンクを通じた発信力

■ 基本的価値及び原則の共有

- ・我が国と民主主義, 法の支配, 人権, 市場経済といった基本的価値及び原則を共有。
- ・国際社会の多くの諸問題で我が国と共通の立場。



我が国が国益を追求する上で重要なグローバル・パートナー

■ グローバルな課題に連携して対処

- ・世界経済, テロ, サイバー, エネルギー安全保障, 宇宙, 気候変動など。

■ 重層的対話を通じて各地域情勢への共通認識を醸成

- ・東アジアの安全保障環境, 中東・北アフリカ情勢など。

- 日EUは人権、民主主義及び法の支配等の共通の価値及び原則に基づき、世界の平和、安全及び安定を構築するために共に行動する戦略的パートナーであり、そうした基本的考え方に基づき以下の具体的協力関係及び重層的な対話を実施。
- 首脳間では、安倍総理就任以来、EU首脳との間で計16回の首脳会談を実施。日EU経済連携協定(EPA)・戦略的パートナーシップ協定(SPA)をはじめとする日EU関係の強化、地域・世界の平和と安定に向けた協力の促進、経済成長、グローバル課題のための連携強化を確認。

具体的協力分野・事項

1. 安全保障分野

- 日本の政府開発援助とEUの共通安全保障・防衛政策(CSDP)ミッションとの連携(ニジェール, マリ, ウクライナ, ソマリア)。
- ソマリア沖における海賊対処のための協力(海賊対処共同訓練の実施等)。

2. 経済分野

- 日EU経済連携協定(EPA)締結に向けた交渉の実施。
⇒2018年7月署名。
- 日本からEUへの一部食品輸入規制措置の見直しに向けた取組。
- 経済分野における各種対話の実施(産業, ICT, 運輸及び雇用等)。

3. グローバル課題

- サイバー, 宇宙に関する日EU間協議の開催。
- 人道支援・災害救援分野での専門家会合の開催。
- 日EU戦略的パートナーシップ協定(SPA)締結に向けた交渉。
⇒2018年7月署名。

4. 将来の協力のための相互理解

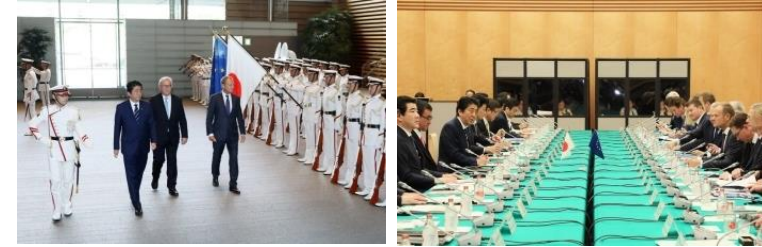
- 日EU間の若者交流の実施(エラスムスプログラム, 「MIRAIプログラム」)。
- 科学技術分野における研究者交流の促進。



第25回日EU定期首脳協議前に記念撮影に臨む日EU両首脳

第25回日EU定期首脳協議①

7月17日、第25回日EU定期首脳協議を東京にて実施。同首脳協議後に、日EU経済連携協定(EPA)及び戦略的パートナーシップ協定(SPA)の署名式、共同記者会見が行われた。また、今回の定期首脳協議に際し、共同声明を発出。



1. 日EU・EPA及びSPAへの署名

- 両首脳は、5年以上に及ぶ交渉を経て、日EU・EPA及びSPAに署名。
- 安倍総理は、両協定の署名は、日EU関係をより高い次元に引き上げる価値のある歴史的なものであるとの認識を示した上で、EPAへの署名は、保護主義的な動きが世界で広がる中、日本とEUが自由貿易の旗手として、世界をリードしていくとの揺るぎない政治的意思を世界に鮮明に示すものであり、EPAを礎に、今後も日EUが自由貿易の旗手として、WTOを中心とする多角的自由貿易体制を堅持、発展させていきたい旨発言。
- これに対し、トウスク議長から、欧州と日本は地理的には遠く離れているが、日EUが政治的にも経済的にも、これ程までに近づいたことはない旨発言。また、ユンカー委員長から、日EU・EPAは、公平性と価値を核とした協定であり、世界に対して範を示すものである旨発言。



第25回日EU定期首脳協議②

2. 日EU関係

(1) 英国のEU離脱

▶安倍総理から、EUと英国の間の離脱協定交渉の行方を懸念をもって注視している、企業活動等への悪影響を避けるため、透明性及び予見可能性の確保が不可欠である旨述べ、引き続き適時の情報提供を要請し、また、英国には日本企業も多く進出しており、移行期間中の法的安定性の確保は不可欠である旨発言。

▶これに対し、ユンカー委員長から、離脱交渉の現状を説明。また、EU側として法的安定性が確保される移行期間を含む離脱協定がまとまるよう、交渉妥結に向け全力を尽くすとの立場を表明。

(2) 個人データの越境移転

▶安倍総理から、日EU当局間で相互に認定をすることで一致し、日EU間の相互の円滑な個人データ移転の枠組みを実現するために2018年秋までに双方の必要な手続を完了することにコミットしたことを歓迎する旨発言。

(3) その他

▶両首脳は、安全保障、連結性、日本産農林水産品等の輸入規制、世界経済及び貿易等についても議論。本年10月のブリュッセルでのASEM首脳会合に向け、緊密に連携していくことを確認。

3. 地域情勢

- ▶両首脳は、北朝鮮問題を始めとするアジア情勢、イラン核合意などの地域情勢につき意見交換。
- ▶特に、北朝鮮問題について、両首脳は、北朝鮮による、全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な廃棄を実現するとの目標を改めて確認するとともに、国連安保理決議の完全な履行に向け、日EUで引き続き連携していくことで一致。
- ▶また、安倍総理から、拉致問題の早期解決に向け、北朝鮮と直接向き合う決意を伝えるとともに、理解と協力を求め、トウスク議長及びユンカー委員長より支持を得た。



第25回日EU定期首脳協議共同声明(骨子)

■ ルールに基づく秩序

日EUの首脳は、戦略的パートナーシップの強固さと、平和・繁栄・ルールに基づく国際秩序のために協力する決意を再確認する。

■ 日EU経済連携協定(EPA)

日EU・EPAは、日EU双方が自由貿易の旗手としてその旗を高く掲げ続け、自由貿易を力強く前進させていくとの揺るぎない政治的意思を世界に対して示すもの。また、21世紀において、スタンダードの高い、自由で、開かれ、かつ公正な貿易・投資ルールモデルとなるもの。

■ 日EU戦略的パートナーシップ協定(SPA)

日EU・SPAの署名は、政治的側面での更に強い日EU連携のための舞台を整えるもの。幅広い分野にわたる更に深い協力が可能になる。

■ 貿易及びWTO

世界貿易機関(WTO)を中心とするルールに基づく多角的貿易体制の極めて重要な役割を強調し、引き続き保護主義と闘う。WTOを現代化することにコミットし、電子商取引に係る有志国の取組等を進展させる。

■ 気候変動

パリ協定の実施に対する強いコミットメントを再確認する。

■ 地域情勢

日EU・SPAに基づき、北朝鮮、イラン、ウクライナ・ロシア、海洋安全保障等に関する強化された協議・連携を通じ、国際の平和及び安定に共同で貢献する意思を確認。

■ 日EUハイレベル産業・貿易・経済対話

閣僚級の日EUハイレベル産業・貿易・経済対話の設立を支持する。

■ 教育・文化・スポーツ政策対話

第1回日EU教育・文化・スポーツ政策対話の実施及び日欧の大学間の共同修士プログラム公募事業の立ち上げを歓迎。

■ 個人データの越境移転

個人データの越境移転に関し、日EU当局間の対話の結論を歓迎。これから関連する国内手続に着手していく。

日EU戦略的パートナーシップ協定(SPA)

1 背景・経緯

- 1991年、我が国は、欧州共同体(当時)及びその構成国との間で共同宣言を発出し、協力を強化していくことを決定。
- 2011年5月、我が国と欧州連合(EU)は、国際情勢の変化を踏まえ、双方の関係を時代に即した形で発展させるべく、双方の協力を包括的に規定する協定の締結交渉を開始することを決定。
- 13回の交渉会合を経て、本年2月に合意し、7月17日に署名。

2 意義

- 本協定は、民主主義、法の支配、人権及び基本的自由という価値及び原則を共有する日本とEU及びEU構成国が、幅広い分野における地球的規模の課題を含む共通の関心事項に関する協力を促進し、将来にわたる相互の戦略的なパートナーシップを強化していくための法的基礎となるもの。

3 概要

- 日本国とEU及びEU構成国は、相互尊重、平等なパートナーシップ及び国際法の尊重の原則に基づいて、以下の分野において協力又は調整等を行う（注:具体的な協力の在り方は、今後、双方にて検討。）。

- | | | | |
|-------------------------------|------------------|-------------|-------------|
| • 共通の価値及び原則の促進 | • 防災及び人道的活動 | • 環境 | • 資金洗浄等との戦い |
| • 平和及び安全の促進 | • 経済及び金融政策 | • 気候変動 | • 不正な薬物との戦い |
| • 危機管理 | • 科学、技術及びイノベーション | • 都市政策 | • サイバーに係る問題 |
| • WMDの不拡散及び軍縮 | • 運輸 | • エネルギー | • 乗客予約記録 |
| • 通常兵器の移転管理 | • 宇宙空間 | • 農業 | • 移住 |
| • 重大な犯罪の捜査及び訴追 | • 産業協力 | • 漁業 | • 個人情報保護 |
| • テロ対策 | • 税関 | • 海洋問題 | • 教育 |
| • 化学剤、生物剤、放射性物質及び核についてのリスクの軽減 | • 租税 | • 雇用及び社会問題 | • 青少年及びスポーツ |
| • 国際的な協力等及び国連改革 | • 観光 | • 保健 | • 文化 |
| • 開発政策 | • 情報社会 | • 司法協力 | |
| | • 消費者政策 | • 腐敗行為等との戦い | |

日・EU経済連携協定

背景

- 保護主義的な動きや新興国による市場歪曲的な措置 (産業補助金, 技術移転の義務付け等)
- WTOドーハ・ラウンド停滞, 現代化の必要性 (電子商取引, 投資, 紛争解決, 透明性向上等)
- ⇒ 日本は, TPP11, 日EU・EPA, RCEPのメガFTA交渉を主導し, 貿易自由化を推進



<EU概要>

構成国 28か国 (ベルギー、ブルガリア、チェコ、デンマーク、ドイツ、エストニア、アイルランド、ギリシャ、スペイン、フランス、クロアチア、イタリア、キプロス、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、ハンガリー、マルタ、オランダ、オーストリア、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロベニア、スロバキア、フィンランド、スウェーデン、英国)

総人口: 5億1181万人 (2017年)
(日本の約4倍)

協定の意義・早期締結の必要性

- 本協定はアベノミクスの成長戦略の重要な柱 (総理施政方針演説等)。
- 日本の実質GDPを約1% (約5兆円) 押し上げ, 雇用は約0.5% (約29万人) 増加の見込み。
(内閣官房TPP等政府対策本部による試算)
- 自由で公正なルールに基づく, 21世紀の経済秩序のモデル (国有企業, 知的財産, 規制協力等)。
- 世界GDPの約3割, 世界貿易の約4割を占める世界最大級の自由な先進経済圏が誕生。
(EUのGDPは17.3兆ドル (世界GDPの21.7%)。日本のGDPは4.9兆ドル (世界GDPの6.1%)。)
- ⇒ 早期締結は, 日EUが引き続き貿易自由化の旗手として世界に範を示し続けるとの力強いメッセージ。
- ⇒ 日EU双方の経済界には早期締結への期待あり。日EU首脳間でも早期発効を目指すことを繰り返し確認している。EU側は, 12月13日に欧州議会, 20日に理事会の承認を得られる見込み。 (カタイン欧州委員会副委員長による10月23日の記者会見での発言)

<経緯>

2013年 3月 交渉開始決定
2017年 7月 大枠合意
2017年 12月 交渉妥結
2018年 7月 署名

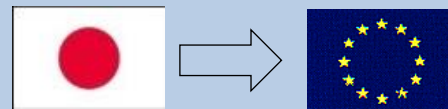
(参考)

- 日本のEPA・FTA
これまで21か国・地域と18の経済連携協定 (EPA) が発効済・署名済 (2018年7月現在)。
- EUの最近のEPA・FTA
・韓国: 2010年10月署名
・カナダ: 2016年10月署名

主要内容: 物品貿易

日本産品のEU市場へのアクセス

EU側関税撤廃率: **約99%** (注1)(注2)



工業製品

- **100%の関税撤廃。**
- **乗用車** (現行税率10%) : **8年目に撤廃。**
- **自動車部品** : **9割以上が即時撤廃** (貿易額)。
- **一般機械, 化学工業製品, 電気機器** : **約9割が即時撤廃** (貿易額)。
※一般機械: 86.6%, 化学工業製品: 88.4%, 電気機器: 91.2%。

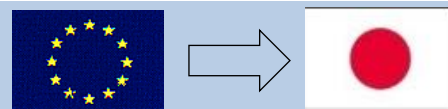
農林水産品等

- **牛肉, 茶, 水産物**等の輸出重点品目を含め, **ほぼ全品目で関税撤廃** (ほとんどが即時撤廃)。
- **日本ワイン**の**輸入規制の撤廃** (醸造方法の容認, 業者による自己証明の導入)。
酒類の全ての関税を即時撤廃。自由な流通が可能。
- **農産品・酒類** (日本酒等) に係る**地理的表示 (GI) の保護**を確保。

工業製品: 大企業のみならず, メーカーに部品を納入する中小企業にも裨益。
農林水産品: 5億人を超えるEU市場への日本産農林水産物輸出促進に向けた環境を整備。
酒類: 輸出拡大とGI保護によるブランド価値向上。

EU産品の日本市場へのアクセス

日本側関税撤廃率: **約94%** (農林水産品: 約82%, 工業品等: 100%) (注1)



工業製品

- **化学工業製品, 繊維・繊維製品**等: **即時撤廃。**
- **皮革・履物** (現行最高税率30%) : **11年目又は16年目に撤廃。**

農林水産品等

- **コメ**は, **関税撤廃・削減等の対象から除外。**
- **麦・乳製品の国家貿易制度, 砂糖の糖価調整制度, 豚肉の差額関税制度**は維持。関税割当てやセーフガードを確保。
- **ソフト系チーズ**は関税割当てとし, 枠内数量は**国産の生産拡大と両立可能な範囲**に留めた。
- **牛肉**は**15年の関税削減期間とセーフガード**を確保。

サービス貿易・投資・電子商取引

サービス貿易・投資・電子商取引

- 原則全てのサービス貿易・投資分野を自由化。留保する例外措置・分野を列挙(ネガティブ・リスト方式)。
- 欧州で活動する日系企業のニーズに対応するルールを設定(電気通信サービス, 金融規制協力等)。
- 電子商取引の安全性・信頼性確保のためのルールを整備(電子的な送信に対する関税賦課禁止, ソースコード開示要求の禁止)。

21世紀型のハイレベルなルール

国有企業・補助金

- 国有企業: 物品・サービス売買の際の商業的考慮, 相手方民間企業に対する無差別待遇の付与を確保。
- 補助金: 通報義務, 協議要請手続, 一定の種類の補助金の禁止等を規定。

知的財産

- WTO・TRIPS協定より高度な規律を規定(営業秘密の保護, 著作権の保護期間を著作者の死後70年に延長等)。
- 地理的表示(GI)の高いレベルでの相互保護。日本側GIは56件(「神戸ビーフ」, 「夕張メロン」, 「薩摩」, 「日本酒」等)。

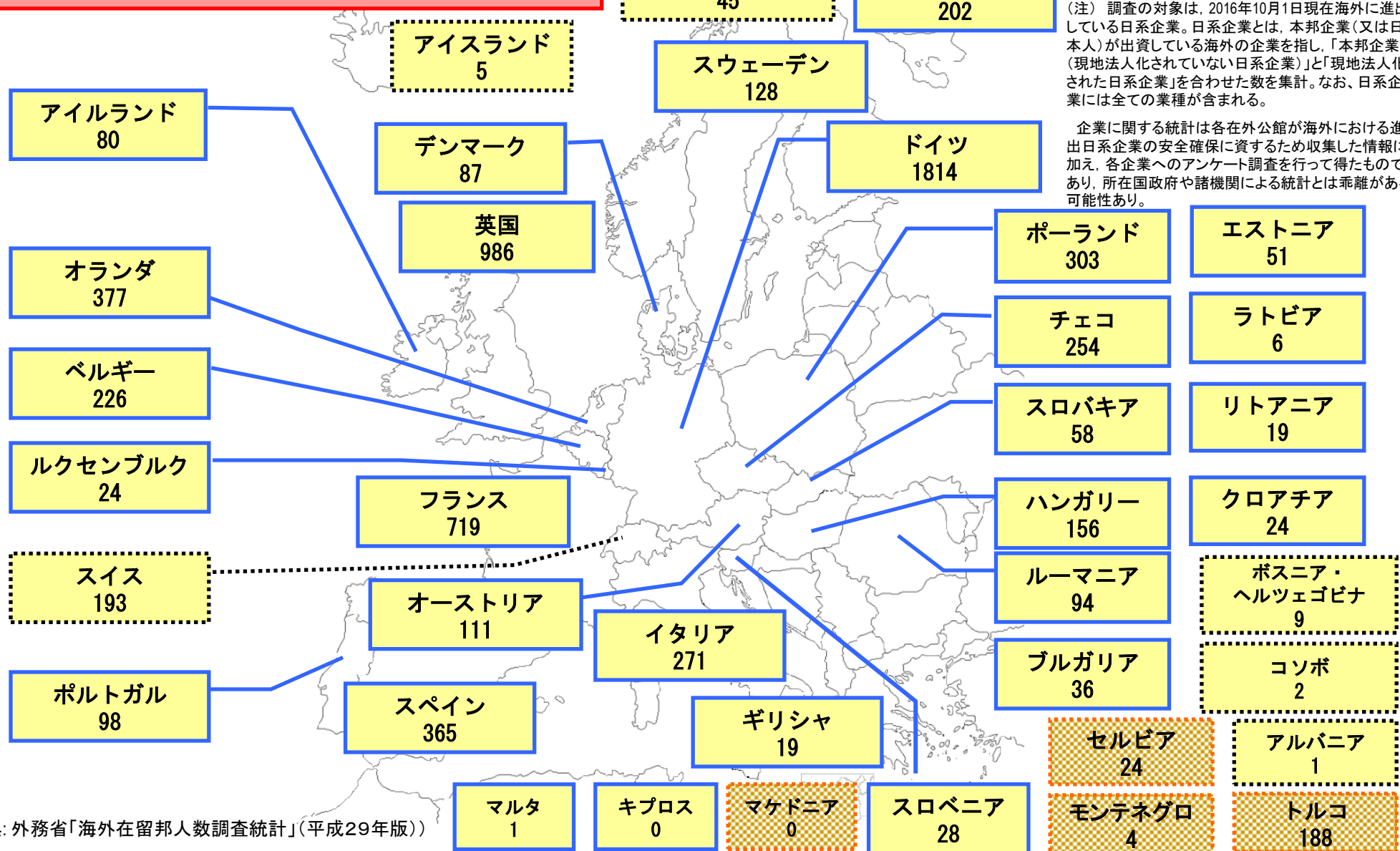
規制協力

- 日EU双方の規制当局が, 貿易・投資に関する規制措置について, 事前公表, 意見提出の機会の提供, 事前・事後の評価, グッドプラクティスに関する情報交換等を行う。

欧州進出日系企業拠点数^(注) (2017年)

(凡例)  EU加盟国
 候補国
 その他

EU28か国の日系企業拠点数は6,537社。



(注) 調査の対象は、2016年10月1日現在海外に進出している日系企業。日系企業とは、本邦企業(又は日本人)が出資している海外の企業を指し、「本邦企業(現地法人化されていない日系企業)」と「現地法人化された日系企業」を合わせた数を集計。なお、日系企業には全ての業種が含まれる。

企業に関する統計は各在外公館が海外における進出日系企業の安全確保に資するため収集した情報に加え、各企業へのアンケート調査を行って得たものであり、所在国政府や諸機関による統計とは乖離がある可能性あり。